

[別紙1]

鳥取県県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業費 補助金の事務手続きについて

1. 事業計画書提出 (県産材・林産振興課長が別に定める日まで)

○事業計画は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 外部委員で構成する委員会で審査 (事業計画の提出期限後)

○事業計画の提出者すべてに、結果を通知します。

3. 交付申請書提出 (県産材・林産振興課長が定める日まで)

4. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

5. 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

6. 事業完了 ※事業の完了とは:補助対象経費の支払いがすべて完了した日

○この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

7. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

進捗状況報告書又は実績報告書の提出を受け、補助対象経費の支払いを確認した後、補助金を支払います。

資料提出・問い合わせ先 農林水産部 森林・林業振興局 県産材・林産振興課
電話: 0857 - 26 - 7307
メール: kensanzai-rinsan@pref.tottori.lg.jp